

## 被保険者相互間の関係に関する追加条項（サイバー保険特約条項用）

### <用語の定義（五十音順）>

この追加条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
追加被保険者	追加被保険者追加条項第1条（被保険者の範囲の拡大）に規定する追加被保険者をいいます。
特約条項	サイバー保険特約条項をいいます。
普通約款	業務過誤賠償責任保険普通保険約款をいいます。
利益追加条項	利益・営業継続費用補償追加条項をいいます。

### 第1条（被保険者相互の関係）

- (1) 当社は、この追加条項が付帯された保険契約において、特約条項<用語の定義（五十音順）>の「他人」の規定にかかわらず、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定について、被保険者相互間における他の被保険者をそれぞれ他人とみなして適用するものとします。ただし、次の①から③までに掲げる被保険者相互間の関係を除きます。
- ① 記名被保険者とその記名被保険者の使用人等
- ② 記名被保険者とその記名被保険者の追加被保険者（注）
- ③ 記名被保険者の使用人等とその記名被保険者の追加被保険者（注）
- (2) (1)の規定に従いながら、被保険者相互間における他の被保険者をそれぞれ他人とみなして適用する場合、当社は、普通約款第1章当社のでん補責任第6条（てん補しない損害—その2）⑬の規定を適用しません。

**（注） その記名被保険者の追加被保険者**  
他の記名被保険者の追加被保険者を含みません。

### 第2条（記名被保険者ごとの個別適用）

- (1) 当社は、この追加条項が付帯された保険契約において、記名被保険者ごとに普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。
- (2) (1)の規定に従いながら、当社が支払うべき保険金の額は、記名被保険者ごとに、一連の損害賠償請求または1回の事故について、保険証券に記載された1損害賠償請求保険金額または1事故保険金額を限度とします。
- (3) (1)および(2)の規定に従いながら、当社が支払うべき保険金の額は、記名被保険者ごとに保険期間を通じて、保険証券に記載された総保険金額を限度とします。
- (4) (1)から(3)までの規定中、「記名被保険者ごと」とあるのは、その記名被保険者の使用人等およびその記名被保険者の追加被保険者（注）を含めて適用するものとします。

**（注） その記名被保険者の追加被保険者**  
他の記名被保険者の追加被保険者を含みません。

### 第3条（適用除外）

- (1) この追加条項が付帯された保険契約において、特約条項第11条（記名被保険者が複数である場合の取扱い）の規定を適用しません。
- (2) この追加条項が付帯された保険契約において、利益追加条項が付帯されている場合、利益追加条項第6条（記名被保険者が複数である場合の特則）の規定を適用しません。

### 第4条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。